

暴風警報発令時の対応について

暴風警報が発令されている場合は、生徒手帳 36 ページ 8.(1)の内容に基づいて行動してください。

- ア. 始業時刻 2 時間前までに警報が解除された場合は、平常通り授業を行う。
- イ. 始業時刻 2 時間前から午前 11 時までに警報が解除された場合は、解除後 2 時間を経て授業を始める。
- ウ. 午前 11 時以降警報が継続されている場合は、授業を行わない。

上記ア、イの場合、道路の冠水、河川の増水等により登校が危険なときや、交通機関の途絶等により登校が困難なときは、登校を控えてください。